

資料

一九九七年インドネシア共和国少年裁判所法〔邦訳〕

太田達也

第一章 総則

第二章 裁判官及び少年審判の権限

第一節 裁判官

第二節 控訴審裁判官

第三節 上告審裁判官

第四節 再審

第五節 少年審判の権限

第三章 刑及び処分

第四章 社会職員

第五章 少年裁判所手続

第一節 総則

第二節 非行少年事件

第一款 捜査

第二款 逮捕及び勾留

第三款 訴追

第四款 裁判所審判における審理

第六章 少年社会化施設

第七章 経過規定

第八章 終章

（全八章六八条）

少年裁判所に関する

一九九七年インドネシア共和国法律第三号

唯一絶対神の恵と共に、インドネシア共和国大統領は、

a 少年は、民族闘争の潜在力であり、その理念の継承者であつて、戦略的な役割を担うと共に、特別な特徴と特質を有し、全体的に調和と均衡のとれた身体的、精神的及び社会的成長と発達を保障するという枠において育成と保護を必要とする一人的資源としての若年層の一部であること、

b 少年を育成し、保護するためには、より安定した十分な制度又は法的手段に関わる支援体制が必要であり、従つて、少年に対する裁判所の管理運営に関する規定が特別に必要となること、

c 司法権の基本規定に関する一九七〇年法律第一四号第一〇条の解説及び普通裁判に関する一九八六年法律第二号第八条の解説に基づき、特例としての少年裁判所は普通裁判管轄に属し、法律をもつてこれを設置すること、

d 第a号、第b号及び第c号において示した考慮に基

づき、少年裁判所に関する法律を制定する必要があること、
に鑑み、

一 一九四五年基本法第五条第一項及び第二〇条第一項

二 司法権の基本規定に関する一九七〇年法律第一四号

(官報一九七〇年第七四号、官報補遺第二九五二号)

三 普通裁判に関する一九八六年法律第二号(官報一九

八六年第二〇号、官報補遺第三三二七号)

を考慮し、

インドネシア共和国国民議会の承認を得て、少年裁判所に関する法律を定めるものと決定する。

一般解説

若年層の一部たる少年は、民族闘争理念の継承者であり、国家開発のための人的資源である。パンチャシラ(Pancasila)⁽³⁾と一九四五年基本法に基づくインドネシア共和国という単一国家の器において民族の集約と統一を指導・維持する資質をもち、その能力を有するインドネシアの人的資源を実現するという枠において、生活の維持と身体的、精神的、社会的成長及び発達のための継続的な育成と共に、将来その者達と民族を危険に晒すあらゆる可能性からの保護が必要とされている。そうした様々な育成や保護の施策のなか、社会における問題や障害に直面しており、また少年の間では、しば

しば逸脱行動が見られるところか、更には、社会的地位や経済的地位に係わらず、違法行為を犯す少年が存在している。

一方、様々な理由から身体的、精神的及び社会的な面での配慮を受ける機会がなかった少年も存在している。そうした自らの不遇から、故意又は過失で、少年が自分や社会に損害を与えるような行為を行ったり、行動をとることもしばしばである。

少年が犯した逸脱行動や違法行為は様々な要因が原因となっているが、とりわけ、急速な開発成長、通信や情報の分野におけるグローバルゼーションの潮流、科学技術の進歩並びに一部の大人の生活様式や方法の変化などからのネガティブな影響の存在が、少年の価値観や行動に対し大きな影響力をもつ社会生活における根本的な社会変化をもたらすに至っている。この外、態度や行動、自己統制の発達過程で、父母、後見人又は里親から愛情、養育、指導、育成及び監督を十分に受けられなかったか、全く受けられなかった少年は、不健全で個性の発達を阻害する社会や環境との交流のなかで容易に道を踏み外すことになる。

非行少年の様々な行為や行動に対応し、対処するにあたっては、あらゆる特徴と特質をもった少年特有の地位を考慮する必要がある。少年は思考、感情及び願望に基づき行動の取り方を自ら決めることができるとはいえ、少年を取り巻く状況がその行動に影響を与え得る。従って、非行少年の問題に

対応するにあたっては、父母や周辺の社会が当該少年の育成、教育及び行動の発達に対してもっと責任を持たなければならないのである。

父母と少年との関係は、心理的及び精神的関係において基本的な関係を成すものである。そうした少年特有の特徴や特質に鑑み、非行少年に対し刑や処分を科すにあたっては、当該少年を父母から引き離さないよう努めるものとする。父母と少年の関係が余り良好でないか、少年の行為の性質が社会に重大な損害を与えるものであるため、少年を父母から引き離す必要があるとき、そうした隔離は、少年の健全で本来的な成長と発達のためだけに行われるということが常に考慮されなければならない。

上述した考慮の外、少年の精神的な成長と発達のため、手続法と法定刑において特別な取り扱いを定める必要がある。

これとの関係において、刑事訴訟法に関する一九八一年法律第八号に定められている規定に対する例外措置は、勾留の執行期間は少年の利益に応じて定めるというものであり、刑法典に定められている法定刑の少年に対する特例としては、処断刑は成人が犯した場合の刑の長期の二分の一と定めており、また、少年に対して死刑や無期重懲役をもって処断することができないというものである。

この法律に規定されている取り扱いや刑の特例は、当該少年がこれから長い将来に立ち向かっていくことができるよう

に保護し、庇護することを目的としたものである。さらに、こうした特例は、処遇を通じて、自立し、自己や家族、社会、民族及び国家に対して責任を果たすことができ、役に立つような人になるという自己観念が得られるような機会を少年に与えることを目的としている。

特に、少年に対する制裁について、この法律では、少年の年齢区分に基づいて定められている。即ち、八歳から一二歳未満の少年に対しては、父母の下に帰住させる、社会団体の下に置く、又は、国家に委託するといったような処分のみを科することができるのに対し、一二歳の年齢に達し一八歳未満の少年に対しては刑を科することができる。こうした取り扱いの特例は、少年の身体的、精神的及び社会的成長と発達に基づいているのである。

少年に特有の特徴と特質に鑑み、また少年に対する保護のため、非行少年事件は、普通裁判管轄に属する少年裁判所において審理がなされなければならない。このように、逮捕から勾留、審判に至る非行少年事件の裁判手続及びそれ以後の処遇は、少年問題を真に理解している特別の官吏によって行われなければならない。

非行少年事件の処理にあたり、裁判官は、社会指導員によって収集された当該少年個人や家族の情報に関する社会調査結果の報告書を考慮しなければならない。そうした報告結果があることによって、裁判官が当該少年にとって最も公平な

判決をなすに相応しい全体像を掴むことが可能になると期待されているのである。

裁判官の判決は当該少年の以後の生活に影響を与えるものである。裁判官は、なされた判決が、家族生活や民族や国家に対し責任を果たすことができる国民として自己を発達させていくのに適した将来へ少年を戻し、これを導く上での強い基盤の一つになり得るものであると真に確信するものでなければならない。

裁判官により判決が出された非行少年に対する処遇活動や指導の実施をより充実したものにするため、当該少年を少年社会化施設に収容するものとする。上述した様々な考慮に加え、少年の保護や利益に配慮した裁判を実現するという枠の中で、少年を対象とした普通裁判管轄における特別な裁判所の管理運営に関する諸規定を定める必要がある。

以上のように、少年裁判所は、少年に対する処遇や保護に相応しい方向を示すことが期待されているのである。

第一章 総 則

第一条【定義】⁽⁴⁾ この法律にいう、

一 少年 (Anak) とは、非行少年事件において、既に八歳に達しているが、未だ一八歳に満たず、これまで

に婚姻をしたことがない者という。

二 非行少年 (Anak Nakal) とは、左に掲げる者をいう。

a 罪を犯した少年、又は

b 法令規則により、又は当該社会に存在し、適用のあるその他の法規範により少年が禁止されている行為を行った少年

三 社会化教育少年 (Anak Didik Pemasyarakatan)‘ 社会化観察事務所 (Balai Pemasyarakatan)‘ 社会化観察委員会 (Tim Pengamat Pemasyarakatan) 及び社会化指導対象者 (Klien Pemasyarakatan) とは、社会化に関する一九九五年法律第一二号⁽⁵⁾にいう社会化教育少年、社会化事務所、社会化観察委員会及び社会化指導対象者をいう。

四 勾留 (penahanan) とは、拘置所 (Rumah Tahanan Negara)‘ 拘置支所 (Cabang Rumah Tahanan Negara) 又は一定の場所への被疑者又は被告人の収容をいう。

五 捜査官 (Penyidik) とは、少年係捜査官 (penyidik anak) をいう。

六 公訴官 (Penuntut Umum) とは、少年係公訴官

(penuntut umum anak) をいう。

七 裁判官 (Hakim) とは、少年係裁判官 (hakim anak) をいう。

八 控訴審裁判官 (Hakim Banding) とは、少年係控訴審裁判官をいう。

九 上告審裁判官 (Hakim Kasasi) とは、少年係上告審裁判官をいう。

一〇 里親 (orang tua asuh) とは、少年の親として事実上少年を養育する者をいう。

一一 社会指導員 (Pembimbing Kemasyarakatan) とは、社会化処遇対象者 (Warga Binaan Pemasyarakatan) の指導を行う社会化事務所の社会化職員 (petugas pemasyarakatan) をいう。

一二 社会団体 (Organisasi Sosial Kemasyarakatan) とは、非行少年問題に対し特別な関心を有する社会の団体をいう。

一三 弁護士 (Penasihat Hukum) とは、刑事訴訟法に関する一九八一年法律第八号にいう弁護士をいう。

第二条【少年裁判所】 少年裁判所 (Pengadilan Anak) とは、普通裁判管轄に属するところの司法権の行使機関をいう。

第三条【少年審判】 少年裁判所審判 (Sidang Pengadilan Anak)

——以後、少年審判 (Sidang Anak) と称する——は、この法律に定める少年事件の審理、裁判及び処理を行う職務及び権限を有する。

第四条【審判に付すべき少年】 ① 少年審判に送致することのできる非行少年の年齢制限は、八歳以上一八歳未満とし、これまでに婚姻をしたことがない者とする。

↑ 無罪推定の原則に従い、裁判手続に置かれている非行少年も、確定した裁判所判決が出るまでは無罪と見なされる。

② 少年審判に送致することのできる非行少年の八歳という年齢制限は、八歳に満たない児童は未だその行為の責任を負うことができないものと見なすという社会学的、心理学的及び教育学的考慮に基づくものである。

② 少年が第一項にいう年齢制限の範囲内で罪を犯し、当該少年が当該年齢制限を超過した後には裁判所審判に送致されたが、未だ二一歳に満たない場合、そのまま少年審判に送致するものとする。

第五条【児童に対する措置】 ① 未だ八歳に満たない児童が罪を犯したか、又は犯した疑いがある場合、当該児童に対して捜査官による取調を行うことができる。

↑ 八歳に満たないで罪を犯した児童に対して捜査官が行う取

調手続においても、無罪推定の原則が等しく適用される。児童に対する捜査は、児童が一人で罪を犯したのか、又は八歳以上の少年若しくは成人との共犯の要素があるのかどうかについて行うものとする。

② 取調の結果、捜査官は、第一項にいう児童が父母、後見人又は里親により依然養育可能であると思料するときは、当該児童を父母、後見人又は里親の下に帰住させるものとする。

③ 取調の結果、捜査官は、第一項にいう児童が父母、後見人又は里親により最早養育できないと思料するときは、社会指導員の意見を聞いた上で、当該児童を社会省に送致するものとする。

第六条【私服の着用】 裁判官、公訴官、捜査官及び弁護士並びに少年審判におけるその他の職員は、法服 (togas) 又は制服を着用しない。

↑ 本条の規定は、少年審判において家族的な雰囲気を作り出すことを目的としたものである。

第七条【成人等との共犯】 ① 成人と共に罪を犯した少年は、少年審判にこれを送致し、成人は、成人のための公判にこれを送致する。

② インドネシア共和国軍人と共に罪を犯した少年は、少

年審判にこれを送致し、インドネシア共和国軍人は、軍事裁判所 (Mahkamah Militer) にこれを送致する。

† 本条の規定は、少年⁽⁹⁾に対する措置と成人又は併合事件 (perkara koneksitas) におけるインドネシア共和国軍人に対する措置とは分離しなければならないという意味において、この法律が少年に対する特別の措置を認めていることを示したものである。「軍事裁判所」とは、軍事裁判管轄における裁判所をいう。

第八条【審判の非公開・出席者等】 ① 裁判官は、非公開の審判で少年事件を審理するものとする。

† 少年事件の審理は、少年の利益を守るため非公開の審判でこれを行う。

② 必要と認められる一定の場合、第一項にいう少年事件の審理は、公開の審判でこれを行うことができる。

† 原則として、少年事件の審理は非公開で行わなければならない。とはいえ、必要と認められる一定の場合、裁判官は、少年の権利を損なうことなく、事件の審理を公開で行う決定をすることができる。当該必要と認められる一定の場合とは、とりわけ、事件の性質や事情から公開で行わなければならない場合をいう。公開で審理されるであろう事件の性質の一つとしては、例えば、交通違反事件があり、一方、事件の事情から見た場合、例えば、事件発生地における事

件の審理がある。

③ 非公開で行われる審判には、当該少年と共に、父母、後見人又は里親、弁護士及び社会指導員に限り出席することができる。

④ 第三項にいう者を除き、裁判官又は合議体の許可を得た一定の者は、第一項にいう審判に出席することができる。

† 「一定の者」とは、とりわけ、心理学者、教育従事者、宗教家、調査従事者及び調査を行う学生をいう。

⑤ 捜査から裁判所判決の言渡し前の時点までの少年事件に関する報道は、少年、父母、後見人又は里親の氏名の略称を用いるものとする。

† 法令規則又は報道放送倫理綱領において保障されている権利を損なうことなく、少年事件と関連する事項に関する報道は、これを制限する必要がある。従って、捜査から裁判所判決の言渡し前まで、少年事件に関係している当事者の氏名は略称を用いるものとする。

⑥ 第一項にいう少年事件の審理における裁判所判決は、一般に公開された審判でこれを言渡すものとする。

† 非行少年事件の審理は非公開で行われるものの、裁判官の判決は、有効な規定に従い、一般に公開された審判でこれ

を言渡さなければならない。

第二章 裁判官及び少年審判の権限

第一節 裁判官

第九条【指定】 裁判官は、当該地方裁判所長の上申により、高等裁判所長官を通じて、最高裁判所長官の決定書に基づきこれを指定する。

第二〇条【資格】 第九条にいう裁判官として指定されるための資格は、左に掲げる通りとする。

a 普通裁判管轄の裁判所における裁判官としての経験があること、及び

b 少年問題に興味、関心、貢献があり、これを理解していること

†「少年問題に興味、関心、貢献があり、これを理解している」とは、左に掲げる事項を理解していることをいう。

一 家族的な養育方針や少年の礼儀や躾の教育方針を含み、且つ、効果的、情緒的で、思いやりのある方法をとる少年の処遇

二 少年の成長及び発達、並びに

三 社会に存在し、少年の生活に影響を与える様々な価値体系

第一条【単独制】 ① 裁判官は、第一審における少年事件を単独の裁判官 (hakim tunggal) で審理し、裁判を行う。

② 必要と認められる一定の場合、地方裁判所長は、少年事件の審理を合議体 (hakim majelis) で行うよう決定することができる。

†「一定の場合」とは、当該少年が犯した罪に対する法定刑が五年以上で、その立証が難しいときをいう。

③ 裁判官は、職務の遂行において、一人の書記官又は一人の補助書記官による補佐を受ける。

第二節 控訴審裁判官

第二条【指定】 控訴審裁判官は、当該高等裁判所長官の上申により、最高裁判所長官の決定書に基づきこれを指定する。

第三条【資格】 第一〇条にいう裁判官に適用される資格は、控訴審裁判官にもこれを適用する。

第四条【単独制】 ① 控訴審裁判官は、控訴審における少年事件を単独の裁判官で審理し、裁判を行う。

② 必要と認められる一定の場合、高等裁判所長官は、少年事件の審理を合議体で行うよう決定することができる。

† 第一条第二項の解説参照。

③ 控訴審裁判官は、職務の遂行において、一人の書記官又は一人の補助書記官による補佐を受ける。

第十五条【指導・監督】 高等裁判所長官は、少年審判がこの法律に従って実施されるよう、その管轄内の裁判の運営に対し指導及び監督を行う。

† 「指導」とは、裁判官がこの法律に定める手続に従って職務を遂行しないとき、裁判官の独立を損なうことなく、高等裁判所長官からその管轄内の裁判官に対して示される指針及び指示をいう。

第三節 上告審裁判官

第十六条【指定】 上告審裁判官は、最高裁判所長官の決定書に基づきこれを指定する。

第十七条【資格】 第一〇条にいう裁判官に適用される資格は、上告審裁判官にもこれを適用する。

第十八条【単独制】 ① 上告審裁判官は、上告審における少年事件を単独の裁判官で審理し、裁判を行う。

② 必要と認められる一定の場合、最高裁判所長官は、少年事件の審理を合議体で行うよう決定することができる。

† 第一条第二項の解説参照。

③ 上告審裁判官は、職務の遂行において、一人の書記官又は一人の補助書記官による補佐を受ける。

第十九条【監督】 少年審判に対する最終的な監督は、最高裁判所が行う。

第四節 再審

第二〇条【再審】 既に確定した非行少年事件に関する裁判所判決に対し、少年及び・又は父母、後見人、里親若しくは弁護士は、有効な法律の規定に従い、最高裁判所に再審を申し立てることができる。

第五節 少年審判の権限

第二一条【裁判権】 少年審判は、非行少年事件の場合における刑事事件の審理、裁判及び処理を行う権限を有する。

第三章 刑及び処分

第二二条【原則】 非行少年に対しては、この法律に定める刑 (pidana) 又は処分 (tindakan) に限りこれを行うことができる。

【第三條】刑の種類 ① 非行少年に科すことのできる

刑は、主刑 (pidana pokok) 及び附加刑 (pidana tambahan) とする。

② 非行少年に科すことのできる主刑は、左に掲げる通りとする。

- a 重懲役 (pidana penjara)
- b 軽懲役 (pidana kurungan)
- c 罰金 (pidana denda) 又は
- d 保護観察 (pidana pengawasan)

③ 第二項にいう主刑のほか、非行少年に対しては、一定の物の没収及び・又は損害賠償の支払から成る附加刑を併せて科すことができる。

† 附加刑として科される損害賠償の支払は、親権を行使する父母又はその他の者の責任とする。

④ 損害賠償の支払の形態及び手続に関する規定は、政令で更にこれを定める。

【第二四條】処分の種類 ① 非行少年に科すことのできる処分は、左に掲げる通りとする。

- a 父母、後見人又は里親の下に帰住させる
- b 教育、処遇及び職業訓練に参加させるため国に委託する、又は

c 社会省、又は教育、処遇及び職業訓練の分野で活動する社会団体に委託する

† (a) 少年が父母、後見人又は里親の下に帰住させられたとしても、当該少年は、なお社会指導員の監督及び指導の下に置かれ、とりわけボーイスカウト及びその他の活動に参加するものとする。

† (b) 裁判官は、父母、後見人又は里親がより相応しい教育及び処遇を行うことができないと思料するときは、教育、処遇及び職業訓練に参加させるため、当該少年を少年社会化施設に収容するよう決定することができる。職業訓練は、例えば、職工、農業、自動車整備、美容などに関する技術を授けることにより、処分に服した後、自立して生活できるよう、少年に対し職業技術をつけさせることを目的としている。

† (c) 原則として、教育、処遇及び職業訓練は、少年社会化施設又は社会省において政府がこれを実施するが、少年の利益に叶う場合、裁判官は、当該少年の宗教に配慮しながら、イスラム寄宿塾 (pesantren)、社会寮 (paniti sosial) 及びその他の社会施設といった社会団体に当該少年を委託する決定をすることができる。

② 第一項にいう処分には、裁判官の定める訓戒 (teguran) 及び追加遵守事項を付することができる。

† 「訓戒」とは、当該少年が処分を科されることになった行為を繰り返さないようにという、処分を科された少年に対する直接的な、又は父母、後見人又は里親を通じての間接的な裁判官からの注意をいう。「追加遵守事項」とは、例えば、社会指導員に定期的な報告をする義務などという。

第二十五条【刑及び処分】 ① 第一条第二号 a にいう非行少年に対し、裁判官は、第二三条にいう刑又は第二四条にいう処分を科す。

② 第一条第二号 b にいう非行少年に対し、裁判官は、第二四条にいう処分を科す。

† 少年に科すことのできる刑又は処分を決定するにあたり、裁判官は、当該少年が犯した罪又は非行の軽重に配慮するものとする。その外、裁判官は、少年の状態、父母、後見人又は里親の家庭状況、家族構成員との関係及び環境の状況についても配慮しなければならない。また更に、裁判官は、社会指導員の報告書にも配慮しなければならない。

第二十六条【死刑と重懲役の緩和】 ① 第一条第二号 a にいう非行少年に科すことのできる重懲役は、成人に対する重懲役の長期の二分の一以下とする。

† 「成人に対する重懲役の長期」とは、刑法典又はその他の法律で定めるところの、犯した罪に対する重懲役の長期をいう。

② 第一条第二号 a にいう非行少年が死刑又は無期の重懲役が法定されている罪を犯したとき、当該少年に科すことのできる重懲役は一〇年以下とする。

③ 第一条第二号 a にいう非行少年が、一二歳に満たないまま、死刑又は無期の重懲役が法定されている罪を犯したとき、当該非行少年に対しては、第二四条第一項第 b 号にいう処分に限りこれを科すことができる。

④ 第一条第二号 a にいう非行少年が、一二歳に満たないまま、死刑が法定されていないか、又は無期の重懲役が法定されていない罪を犯したとき、当該非行少年に対しては第二四条にいう処分の一を科すものとする。

第二十七条【軽懲役の緩和】 第一条第二号 a にいう非行少年に科すことのできる軽懲役は、成人に対する軽懲役の長期の二分の一以下とする。

† 「成人に対する軽懲役の長期」とは、刑法典又はその他の法律で定めるところの、犯した罪に対する軽懲役の長期をいう。

第二十八条【罰金と職業訓練】 ① 非行少年に科すことのできる罰金は、成人に対する罰金の多額の二分の一以下とする。

† 「成人に対する罰金の多額」とは、刑法典又はその他の法

律で定めるところの、犯した罪に対する罰金の多額をいう。

- ② 第一項にいう罰金が完納できないことが明らかとなき、職業訓練 (latihan kerja) の義務をもってこれに代える。

† 職業訓練の義務は、当該少年が自身にとって有益な技術を習得するよう教育することをも同時に目指した罰金の代替たることを目的としている。

- ③ 罰金の代替としての職業訓練の義務は、九〇就労日以下でこれを履行し、職業訓練時間は一日四時間を超えず、且つ、夜間にはこれを行わない。

第二九条【条件附刑】 ① 条件附刑 (pidana bersyarat) は、科される重懲役が二年以下であるとき、裁判官はこれを科すことができる。

- ② 第一項にいう条件附刑に関する裁判所判決においては、一般遵守事項及び特別遵守事項を定めるものとする。

- ③ 一般遵守事項とは、非行少年が条件附刑の期間⁽¹⁰⁾に服する間、再び罪を犯さないことをいう。

- ④ 特別遵守事項は、少年の自由に常に配慮しながら裁判官の判決において定められた一定の事項を行い、又は行わないためのものである。

† 「特別遵守事項」とは、とりわけ、車輛を運転してはなら

ないとか、社会化事務所が企画した活動に参加しなければならないとかをいう。

- ⑤ 特別遵守事項に対する条件附刑の期間は、一般遵守事項に対する条件附刑の期間よりも短いものとする。

- ⑥ 第一項にいう条件附刑の期間は、三年以下とする。

- ⑦ 条件附刑の期間に服する間、検察官が監督を行い、社会指導員は、非行少年が定められた遵守事項を遵守するよう指導を行う。

- ⑧ 条件附刑に服する非行少年は、社会化事務所がこれを指導し、社会化指導対象者としての地位に置かれる。

- ⑨ 非行少年が社会化指導対象者としての地位にある間、学校教育に参加することができる。

† 「学校教育」とは、国家教育制度に関する一九八九年法律第二号にいう学校において実施される教育をいう。

- 第三〇条【保護観察】 ① 第一条第二号 a にいう非行少年に科すことのできる保護観察は、三月以上二年以下とする。

- ② 第一条第二号 a にいう非行少年に対し第一項にいう保護観察が科されたとき、当該少年は、検察官の監督と社会指導員の指導下にこれを置くものとする。

- ③ 保護観察の実施の形態及び手続に関する規定は、政令

で更にこれを定める。

† 「保護観察」とは、少年に科される特別な刑をいい、即ち、当該少年の自宅における日常生活での少年の行動に対して検察官が行う監督であり、社会指導員が行う指導の実施である。

第三条【国家委託】 ① 裁判官により国に委託される

ことが決定された非行少年は、保護少年 (Anak Negeri)⁽¹⁾として、少年社会化施設にこれを収容する。

② 少年の利益のため、少年社会化施設の長は、第一項という保護少年を政府又は民間が運営する教育施設に収容するよう司法大臣に許可を求めることができる。

† 社会化施設の長は、少年の利益のため、当該少年の宗教に配慮しながら、保護少年を少年社会化施設から政府又は民間が運営する少年教育施設に移送する権限を与えられている。こうした権限の付与は、少年社会化施設内での処遇やそれ以後の保護少年に対する処遇を受けている間の少年の成長について少年社会化施設の長がよく把握しているという考慮に基づくものである。しかしながら、この保護少年を移送する権限を行使するにあたっては、司法大臣から事前に許可を得なければならない。「少年教育施設」とは、少年の身体的、精神的及び社会的教育を少年に施すという枠組において活動を実施している各施設をいう。

第三十二条【職業訓練】 裁判官は、非行少年が第二十四条第

一項第c号にいう教育、処遇及び職業訓練に参加しなければならぬ旨決定したとき、判決において同時に、当該教育、処遇及び職業訓練が実施される場所、施設を定めるものとする。

† 教育、処遇及び職業訓練に参加する義務は、特に、日常生活における規律や秩序を知らないか、余り知らない非行少年に対しこれを課すものとする。

第四章 社会職員

第三十三条【社会職員】 社会職員とは、左に掲げる者から成る。

- a 司法省の社会指導員
- b 社会省のソーシャルワーカー、及び
- c 社会団体のボランティア・ソーシャルワーカー

第三十四条【職務】 ① 第三十三条第a号にいう社会指導員は、左に掲げる職務を有する。

a 非行少年事件において、社会調査結果の報告書を作成することにより、少年審判の内外で捜査官、公訴官及び裁判官の職務が円滑に進むよう補佐する。

b 裁判所判決に基づいて条件附刑、保護観察若しくは

罰金が科されるか、国に委託され職業訓練に参加しなければならぬ非行少年、又は社会化施設から条件附釈放を受けた少年を指導、援護及び監督する。

② 第三三条第b号にいうソーシャルワーカーは、裁判所判決に基づいて教育、処遇及び職業訓練に参加するため社会省に委託された非行少年を指導、援護及び監督する職務を有する。

③ 第二項にいう職務を遂行するにあたり、ソーシャルワーカーは、社会指導員と調整を行うものとする。

第三五条【ボランティア】 第三四条第一項及び第二項にいう職務を遂行するにあたり、社会指導員及びソーシャルワーカーは、第三三条第c号にいうボランティア・ソーシャルワーカーによる補佐を受けることができる。

第三六条【委任】 社会指導員の職務、義務及び資格に関する規定は、司法大臣決定で更にこれを定める。

第三七条【委任】 ソーシャルワーカーの職務、義務及び資格に関する規定は、社会大臣決定で更にこれを定める。

第三八条【社会指導員等の資格】 社会指導員及びソーシャルワーカーは、その職務と義務に応じた特別の専門性を有しているか、又は社会福祉事業の分野における専門

技術と奉仕の精神を有するものでなければならない。

第三九条【ボランティアの資格等】 ① ボランティア・ソーシャルワーカーは、少年の生活の維持、身体的、精神的、社会的発達及び保護のため少年を処遇、指導、援護するための特別の専門又は技術及び関心を有する者でなければならない。

② ボランティア・ソーシャルワーカーは、裁判所判決に基づき刑又は処分を科せられた少年に対する指導、援護及び処遇の結果に関し、社会指導員に報告書を提出するものとする。

第五章 少年裁判所手続

第一節 総則

第四〇条【訴訟法の準用】 有効な訴訟法は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、少年裁判所手続にもこれを準用する。

第二節 非行少年事件

第一款 捜査

第四一条【少年係捜査官】 ① 非行少年に対する捜査は、

インドネシア共和国警察長官決定書に基づいて指定された捜査官又はインドネシア共和国警察長官により指名されたその他の官吏がこれを行う。

② 第一項という捜査官として指定されるための資格は、左に掲げる通りとする。

- a 成人が犯した犯罪の捜査官としての経験があること
- b 少年問題に興味、関心、貢献があり、これを理解していること

† 第一〇条第b号の解説参照。

③ 必要と認められる一定の場合、第一項という捜査の職務は、左に掲げる者にこれを担当させることができる。

- a 成人が犯した犯罪のための捜査職務を行う捜査官
- b 有効な法律の規定に基づいて指定されたその他の捜査官

† 「一定の場合」とは、この法律に定めるような任命資格のある少年係捜査官が未だいない場合をいう。本項の規定は当該地域において少年係捜査官の指名が未だなされていない一方、第b号におけるその他の捜査官が有効な法律に基づいて指定された文官公務員の捜査官である場合でも、常に捜査を実施できるようにすることを目的としたものである。

第四条【捜査の方式】 ① 捜査官は、家族的な雰囲気

の中で被疑者を取り調べなければならない。

† 「家族的な雰囲気の中で」とは、とりわけ、被疑者を取り調べる際、捜査官は制服を着用せず、効果的、情緒的で思いやりのある方法をとることをいう。

② 非行少年に対する捜査を行うにあたり、捜査官は、社会指導員に意見又は提案を求めなければならない。必要なときは、教育の専門家、精神保健の専門家、宗教の専門家又はその他の社会職員に意見又は提案を求めることもできる。

③ 非行少年事件に対する捜査の過程は、これを秘密としなければならない。

第二款 逮捕及び勾留

第四条【逮捕の方式】 ① 非行少年の逮捕は、刑事訴訟

法典の規定に従い、これを行うものとする。

② 第一項という逮捕は、取調べ目的のため、一日以内でこれを行うものとする。

† 「一日」とは、一×二四時間をいう。

第四条【捜査官による勾留】 ① 捜査目的のため、第

四一条第一項及び第三項第a号という捜査官は、充分な

初期証拠に基づき犯罪を行ったことが強く疑われる少年に対する勾留を行う権限を有する。

② 第一項にいう勾留は、二〇日以内に限り有効とする。

③ 第二項にいう期間は、未終了の取調べ目的のため必要とされるとき、捜査官の請求に基づき、権限を有する公訴官により、一〇日を限度として、これを延長することができる。

④ 第一項にいう捜査官は、三〇日の期間内に、当該事件書類を公訴官に送致しなければならない。

⑤ 第四項にいう期間が経過し、事件書類が未だ送致されていないとき、被疑者は、法のため、勾留からこれを釈放しなければならない。

⑥ 少年に対する勾留は、拘置所、拘置支所の所内における少年のための特別の場所、又は一定の場所でこれを行うものとする。

↑「特別の場所」とは、少年のために特別に設けられた、成人の被勾留者とは分離した勾留場所をいう。ある地域において未だ拘置所若しくは拘置支所がないか、又は上記二つの勾留場所が既に一杯のとき、少年に対する勾留は、事件の取調べ目的や少年の利益に常に配慮しながら、その他の一定の場所でこれを行うことができる。

第四五条【勾留の方式】 ① 勾留は、少年の利益及び・

又は社会の利益を充分に考慮した上でこれを行うものとする。

↑原則として、勾留は取調べ目的のためにこれを行うが、少年に対する勾留では、少年の身体的、精神的及び社会的な成長や発達に係わる少年の利益並びに社会の利益にも配慮しなければならない。

② 第一項にいう勾留理由は、勾留状に明確にこれを示さなければならない。

③ 少年の勾留場所は、成人の勾留場所とは分離しなければならない。

④ 少年が勾留されている間、少年の身体的、精神的及び社会的欲求は、常にこれを満たさなければならない。

↑少年の精神的欲求には、少年の知的欲求も含まれる。

第四六条【検察官による勾留】 ① 訴追目的のため、公

訴官は、勾留又は勾留延長を行う権限を有する。

② 第一項にいう勾留は、一〇日以内とする。

③ 第二項にいう期間は、未終了の取調べ目的のため必要とされるとき、公訴官の請求に基づき、権限を有する地方裁判所長により、一五日を限度として、これを延長することができる。

† 「取調べ目的」とは、訴追を射程においた取調べの目的をいう。

④ 公訴官は、二五日の期間内に、少年事件書類を地方裁判所へ送致しなければならない。

⑤ 第四項にいう期間が経過し、事件書類が未だ地方裁判所へ送致されていないとき、被疑者は、法のため、勾留からこれを釈放しなければならない。

第四十七条【第一審裁判官による勾留】 ① 審理目的のため、裁判所審判における裁判官は、審理されている少年の勾留状を発する権限を有する。

② 第一項にいう勾留は、一五日以内とする。

③ 第二項にいう期間は、未終了の審理目的のため必要とされるとき、当該地方裁判所長により、三〇日を限度として、これを延長することができる。

④ 第三項にいう期間が経過し、裁判官が判決を言い渡していないとき、当該少年は、法のため、勾留からこれを釈放しなければならない。

第四八条【控訴審裁判官による勾留】 ① 審理目的のため、裁判所審判における控訴審裁判官は、審理されている少年の勾留状を発する権限を有する。

② 第一項にいう勾留は、一五日以内とする。

③ 第二項にいう期間は、未終了の審理目的のため必要とされるとき、当該高等裁判所長官により、三〇日を限度として、これを延長することができる。

④ 第三項にいう期間が経過し、控訴審裁判官が判決を言い渡していないとき、当該少年は、法のため、勾留からこれを釈放しなければならない。

第四九条【上告審裁判官による勾留】 ① 審理目的のため、上告審裁判官は、審理されている少年の勾留状を発する権限を有する。

② 第一項にいう勾留は、二五日以内とする。

③ 第二項にいう期間は、未終了の審理目的のため必要とされるとき、最高裁判所長官により、三〇日を限度として、これを延長することができる。

④ 第三項にいう期間が経過し、上告審裁判官が判決を言い渡していないとき、当該少年は、法のため、勾留からこれを釈放しなければならない。

第五〇条【勾留の特別延長】 ① 第四四条、第四六条、第四七条、第四八条及び第四九条にいう勾留期間の例外として、取調べ目的のため、被疑者又は被告人に対する勾留は、被疑者又は被告人が医師の診断書により証明されている重度の身体的又は精神的障害を被っているとい

う相当で不可避の理由に基づき、これを延長することができる。

② 第一項にいう勾留の延長は、一五日を限度として、これを行い、当該勾留がなお必要とされている場合、更に一五日を限度として、これを延長することができる。

③ 第二項にいう勾留の延長は、左に掲げる者がこれを行う。

a 捜査及び訴追の段階では、地方裁判所長

b 地方裁判所における審理の段階では、高等裁判所長官

c 控訴審及び上告審の段階では、最高裁判所長官

④ 第三項にいう官吏による勾留延長の権限行使は、各段階毎に、十分な責任をもってこれを行うものとする。

⑤ 三〇日の期間後は、当該事件の取調べが終了しておらず、又は判決がなされていないとしても、被疑者又は被告人は、法のため、勾留からこれを釈放しなければならぬ。

⑥ 第二項にいう勾留の延長に対し、被疑者又は被告人は、左に掲げる者に対し異議を申し立てることができる。

a 捜査及び訴追の段階では、高等裁判所長官

b 地方裁判所の審理及び控訴審の段階では、最高裁判

所長官

第五十一条【弁護人選任権等】

① 非行少年は全て、逮捕又は勾留された時より、この法律に定める手続に従い、取調べの間及び各段階において、一人又は複数の弁護人から法的援助を受ける権利を有する。

② 逮捕又は勾留を行った官吏は、第一項にいう法的援助を受ける権利について、被疑者及び父母、後見人又は里親に告知しなければならない。

③ 逮捕又は勾留された少年は全て、権限を有する官吏による通知されない立会いの下、弁護人と直接、面会する権利を有する。

十本規定は、逮捕又は勾留されている少年と直接に面会する父母、後見人、里親又は社会職員の権利を損なうものではない。

第五十二条【弁護人の義務】

第五十一条第一項にいう少年に對する法的援助を行うにあたり、弁護人は、少年の利益と公共の利益に配慮し、且つ、家族的な雰囲気や常に保たれ、裁判が円滑に進行するよう努める義務を負う。

十この義務を履行するにあたり、弁護人は、第三条にいう社会職員の意見にも配慮するものとする。

第三款 訴追

第五三条【少年係檢察官】 ① 非行少年に対する訴追は、

検事総長決定書に基づいて指定された公訴官又は検事総長により指名されたその他の官吏がこれを行う。

② 第一項という公訴官として指定されるための資格は、左に掲げる通りとする。

- a 成人が犯した犯罪の公訴官としての経験があること
- b 少年問題に興味、関心、貢献があり、これを理解していること

↑ 第一〇条第b号の解説参照。

③ 必要と認められる一定の場合、第一項という訴追の職務は、成人が犯した犯罪に対する訴追職務を行う公訴官にこれを担当させることができる。

↑ 「一定の場合」とは、この法律に定めるような任命資格のある少年係公訴官が未だいない場合をいう。本項の規定は、当該地域において少年係公訴官の指名が未だなされていない場合でも、常に訴追を実施できるようにすることを目的としたものである。

第五四条【起訴状】 公訴官は、捜査結果から訴追を行うことができると思料する場合、刑事訴訟法の規定に従い、出来る限り迅速に起訴状を作成しなければならない。

第四款 裁判所審判における審理

第五五条【審判の出席者】 第一条第二号という非行少年

事件において、公訴官、弁護人、社会指導員、父母、後見人又は里親及び証人は、少年審判に出席しなければならない。

↑ 原則として犯罪は被告人自身の責任を構成するものの、被告人が少年である場合は、父母、後見人又は里親の出席と切り離すことは出来ない。

第五六条【社会調査】 ① 審判を開くに先立ち、裁判官

は、当該少年に関する社会調査結果の報告書を提出するよう社会指導員に命ずるものとする。

↑ 「審判を開くに先立ち」とは、審判が正式に開始される前をいう。本規定は、裁判官に社会調査報告書を検討する充分な時間を与えることを目的としたものであり、従って、当該報告書は、審判直前の時点ではなく、その前に幾らかの時間において提出するものとする。

② 第一項という報告書は、左に掲げる事項を内容とする。

a 少年個人、少年の家族、教育及び社会生活のデータ、並びに

b 社会指導員の結論又は意見

第五七条【審判の開廷】

① 裁判官が審判を開廷し、審判の一般への非公開を宣言した後、被告人は、父母、後見人又は里親、弁護士及び社会指導員と共に入廷するよう、これに求めるものとする。

② 審判の間、被告人は、父母、後見人又は里親、弁護士及び社会指導員がこれに付き添うものとする。

第五八条【少年の退廷】 ① 証人を尋問する際、裁判官は、被告人を審判廷の外へ退廷させるよう命ずることができる。

↑被告人を審判の外へ退廷させるのは、少年の心理に影響を与える事があるのを回避することを目的としたものである。

② 第一項にいう証人尋問の際、父母、後見人又は里親、弁護士及び社会指導員は、そのまま在廷するものとする。

第五九条【判決の宣告】 ① 判決を言い渡すに先立ち、裁判官は、父母、後見人又は里親に対し、少年にとって有利なあらゆる事情を述べる機会を与えるものとする。

② 第一項にいう判決は、社会指導員からの社会調査報告書を考慮したものでなければならぬ。

↑本項における「なければならぬ」とは、本規定が遵守されないとき、結果として判決は法のため無効となることをいう。

③ 裁判所判決は、一般に公開された審判でこれを言い渡さなければならない。

第六章 少年社会化施設

第六〇条【収容】

① 社会化教育少年は、成人とは分離したものでなければならぬ少年社会化施設にこれを収容する。

↑社会化に関する一九九五年法律第一二号にいう少年社会化施設が、ある地域に未だないとき、社会化教育少年は、成人とは収容が分離されている社会化施設にこれを収容することができる。

② 第一項にいう施設に収容された少年は、その素質と能力に応じた教育及び訓練を受ける権利並びに有効な法令の規定に基づくその他の権利を有する。

↑少年社会化施設に収容されている間、社会化教育少年に認められる権利は、社会化に関する一九九五年法律第一二号の規定に従うものとする。当該権利の付与にあたっては、当該少年に対する処遇、とりわけ少年の身体的、精神的及び社会的成長及び発達について、常に配慮する必要がある。

第六一条【刑事少年】

① 少年社会化施設において刑の

執行を終えないまま、一八歳に達した刑事少年は、社会化施設にこれを移送する。

- ② 第一項にいう一八歳に達したが未だ二一歳に満たない刑事少年は、二一歳以上に達した者とは分離する形で社会化施設にこれを収容する。

† 社会化施設における刑事少年の収容は、一八歳以上二二歳未満の者のための特定の区画を用意してこれを行うものとする。

- 第六二条【仮釈放】 ① 科された刑の三分の二で九月以上重懲役に服し、行状が良い刑事少年は、これを条件附釈放にすることができる。

- ② 第一項にいう刑事少年は、検察官の監督及び社会化事務所によって実施される社会指導員の指導下にこれを置くものとする。⁽¹³⁾

- ③ 第一項にいう条件附釈放には、執行しなければならぬ残刑と同じ長さの保護観察期間を付する。

- ④ 条件附釈放においては、第二十九条第三項及び第四項にいう一般遵守事項及び特別遵守事項を定める。

- ⑤ 第二項にいう指導の実施に対する観察は、社会化観察委員会がこれを行う。

第六三条【仮退院】 少年社会化施設の長は、保護少年が

施設における教育期間に一年以上服し、行状が良く、最早処遇を必要としないと思料するとき、第二九第三項及び第四項にいう遵守事項を付し、又はこれを付さずに、当該少年を施設から退院させるよう司法大臣に許可申請を行うことができる。

† 少年社会化施設から少年を退院させるにあたっては、当該問題に関し秩序正しく実施されるよう、司法大臣からの許可を必要とするものとする。

- 第六四条【委任】 第六〇条、第六一条、第六二条及び第六三条の規定の実施については、政令で更にこれを定める。

第七章 経過規定

第六五条【新・旧法適用】 この法律が施行された時点で、非行少年事件が、

- a 審理は行われているが、判決がなされていない場合、以後の処理は、この法律の施行前に効力のあった手続法に基づき、これを行うものとする。

- b 地方裁判所へ既に送致されているが、未だ審理が行われていない場合、以後の処理は、この法律で定める

少年裁判所手続法に基づき、これを行うものとする。

第六六条【新法適用】 この法律が施行された時点で未だ確定していないか、又は既に確定しているが未だ執行されていない非行少年事件に関する裁判官の判決について、以後の処理は、この法律に基づきこれを行うものとする。

第八章 終章

第六七条【旧規定の廃止】 この法律が施行された時点で、刑法典第四五条、第四六条及び第四七条は効力を失うものとする。

第六八条【施行】 この法律は、公布の日から起算して一年を経過してから施行する。

各人が知ることのできるよう、インドネシア共和国官報への掲載によるこの法律の公布を命ずる。

一九九七年一月三日 ジャカルタにて制定
インドネシア共和国大統領 スハルト

一九九七年一月三日 ジャカルタにて公布
インドネシア共和国國務大臣・國務官房長官
ムルディオノ

インドネシア共和国官報一九九七年第三号
(†インドネシア共和国官報補遺第三六六八号)

訳者注

†インドネシアの法律 (Undang-undang) には、必ず、当該法律の「一般解説」(penjelasan umum) と条文の「逐条解説」(penjelasan pasal demi pasal) が附則のような形で付されている。この「解説(案)」の部分も、法律案の一部として国民議会に提出され、審議の対象となる。そして必要であれば、修正を施され、最終的に法律案が可決されることによって「解説」となる。従って、この「解説」も正式な法律の一部であり、条文解釈上、重要な法源となっている。しかし、法律の条文が「官報」(Lembaran Negara) に掲載されるのに対し、「解説」は独立した「官報補遺」(Tambahan Lembaran Negara) に掲載されるので注意を要する。

ここでは、閲覧の便宜上、「インドネシア共和国官報補

遺第三六六八号」に掲載された「少年裁判所に関するインドネシア共和国一九九七年法律第三号に関する解説」の「一般解説」を法律の制定文の後に、条文の「逐条解説」を各条文の後に付して掲載した。但し、逐条解説に「明確」(cukup jelas)との文言しかない場合は、掲載を省略した。また、条文中の各号の解説がある場合は、煩雑さを避けるため、 $\dagger$ (a) などのように $\dagger$ マークの後に号数を示した。

(1) インドネシア語における pembinaan の語は、刑事政策用語上、英語の treatment (of offender) のイ訳に当てられることからわかるように、これに日本語の「処遇」を当てるのが定訳であるが、この法律のなかでは、むしろ「育てる」という意味合いで用いられている箇所があり、この場合、「処遇」の語を当てるのが適当でなく、また「教育」と訳される pendidikan の語とも明らかに区別して用いられているため(例えば、一般解説、第二十四条第一項など)、その場合は「育成」の語を当てることとした。

(2) これらの規定によれば、インドネシアにおける普通・宗教・軍事・行政の四つの各裁判管轄において、既存の通常裁判所の外、特別裁判所の設置が認められており、その例として、普通裁判管轄における少年裁判所や経済裁判所が掲げられている。

(3) パンチャシラとは、インドネシアの国是で、唯一絶対神への信仰、公平で文化的な人道主義、インドネシアの統一、協議と代議制において英知によって導かれる民主主義、インドネシア全国民に対する社会正義の五原則から成る。

(4) 各条文の見出し【】は、便宜上、訳者が付したものである。

(5) peraturan は「通常」「規則」と訳されるが、ここでは慣習法の意味で用いられているため、「規範」と訳しておく。

(6) 同法の邦訳は、拙訳『資料一九九五年インドネシア社会化法』法学研究七〇巻三号(一九九七)八五頁以下を参照されたい。また同法の解説として、拙稿「インドネシアの新しい矯正保護法——一九九五年「社会化法」を巡って」法学研究六九巻一一号(一九九六)一七頁以下がある。

(7) pengadilan は「通常、Pengadilan Negeri「地方裁判所」や Pengadilan Tinggi「高等裁判所」といった司法機関を表す用語として用いられていること、pengadilan は「司法作用としての「裁判」という意味で用いられることがない訳ではないが、本条でも pelaksana「行使機関」であるとの定義がなされていることから、Pengadilan Anak を「少年裁判所」と訳す。この点につき、法案では司法的作用を示す Pengadilan Anak「少年裁判」の語が用いられていた。

- (8) ここでは「少年」と同じ anak の語が用いられているが、第一条第一号の定義規定との関係上、本条ではこれを「児童」と訳し分けることにする。
- (9) 「併合」(koneksitas) については、刑事訴訟法（一九八一年法律第八号）第一章を参照のこと。
- (10) 刑法典や本法第六二条では、「保護観察期間 (masa percobaan)」の表現が使われているのに対し、本条では、「条件附刑の期間 (masa pidana bersyarat)」とされている。
- (11) 「保護少年」の定義については、社会化法（一九九五年法律第一二二号）第一条第八号 b 参照。
- (12) ここでいう「取調べ」(periksa) には、捜査段階での取調べと審判における審理の双方の意味が含まれている。
- (13) 本条第五項、第二十九条第七項、第三〇条第二項の規定に鑑み、原文には「社会指導員」の前に「指導」の語が欠落していると思われる、訳ではこれを補った。